

静岡県最低賃金、50円引上げ、時間額1,034円の答申がありました

令和6年8月5日、最低賃金について審議していた静岡
地方最低賃金審議会（会長 畑隆）から、静岡労働局長（笹
正光）に、現行の時間額984円から50円（5.1%）引上げ、
時間額1,034円、令和6年10月1日から発行とする答申を
いただきました。

答申には、中小企業に対する支援の拡充のほか賃上げに対する環境整備を強く求める要請が盛り込まれました。

今後は、この答申の内容に対する異議の受付、異議の審議などの諸手続を経た上で、決定することとなります。



畑会長（右）から答申文を受け取る笹局長（左）

「キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）」のご案内

令和6年10月の社会保険の適用拡大に伴って、新たに加入対象となる労働者に対して収入増加の取組を行った事業主に対する助成金制度です。

具体的な内容としては、労働者に社会保険を適用させる際、手取り収入を減らさない取組を実施する事業主に対し、労働者1人あたり最大50万円を助成します。

また、所定労働時間の延長により社会保険を適用させる場合には、労働者 1 人あたり中小企業で30万円（大企業の場合は22.5万円）を助成します。

詳しくはホームページをご確認ください



事業主の皆様へ

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

【令和6年7月17日】

キャリアアップ助成金

年収の壁対策として

労働者1人につき**最大50万円**助成します！

年収の壁対策の取り組みを行うことで、

労働者一人につき、「年収の壁」を突破できやすくなります。
 社会保険に加入することで、給与改善につながるが、

事業主の皆様においては、人手不足の解消に！



牛
乳
の
壁

キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」

※令和6年10月の社会保険の適用開始に伴って、新たに加入対象となる労働者に対して以下の取組を行う場合、助成金活用が出来ます。

労働者を新たに社会保険に加入させたときに、収入増の取組を行った事業主に助成します。

(1) 年当り賃上げ率

要件	1人当たり 助成金額
賃金の1.5%以上を賃上げ率とした （社会保険適用賃金増上率等）	1年目 20万円..
賃金の1.5%以上を賃上げ率とした （社会保険適用賃金増上率等）	2年目 20万円..
賃金を1.5%以上を賃上げ率とした （社会保険適用賃金増上率等）	3年目 10万円

（注1）2年目以降は給与の伸び率に1.5%の割合（1.5%×2年目以降の給与の伸び率）を乗じた額が賃上げ率となります。

（注2）賃上げ率の算出は、賃金増上率と賃金増上率の平均値を算出した額を賃上げ率とします。

（注3）賃上げ率の算出は、賃金増上率と賃金増上率の平均値を算出した額を賃上げ率とします。

(2) 労働者の賃金向上率

所定内賃上げ率増加 率	賃金の 増上率	1人当たり 助成金額
4割以上		
3割以上 4割未満	5%以上	30万円
2割以上 3割未満	10%以上	
1割以上 2割未満	15%以上	

（注1）賃上げ率の算出は、賃金増上率と賃金増上率の平均値を算出した額を賃上げ率とします。

（注2）賃金増上率の算出は、賃金増上率と賃金増上率の平均値を算出した額を賃上げ率とします。

（注3）賃上げ率の算出は、賃金増上率と賃金増上率の平均値を算出した額を賃上げ率とします。

【注意】

- ・社会保険を受けるには、事前に「賃上げ率向上率」を算出する必要がある。賃上げ率向上率の算出方法は、賃金増上率と賃金増上率の平均値を算出した額を賃上げ率とします。
- ・賃上げ率向上率の算出方法は、賃金増上率と賃金増上率の平均値を算出した額を賃上げ率とします。
- ・賃上げ率向上率の算出方法は、賃金増上率と賃金増上率の平均値を算出した額を賃上げ率とします。

対象者以外にも賃上げを行う場合の本助成金の活用方法

○非正規雇用労働者の給与決定など「賃金改善メニュー（賃金テーブル等）」を制度改善する組合、非正規雇用労働者の賃金改善（賃金改善メニュー）を使用する場合

＜ポイント＞賃金改善メニューの活用は、賃金改善メニューの活用（1,000円～1,050円）を減らせる。

※新たに社会保険に加入するパート従業員

- 1人につき賃上げ率向上率を算出する
- 2人につき賃上げ率向上率を算出する
- 3人につき賃上げ率向上率を算出する
- 4人につき賃上げ率向上率を算出する
- 5人につき賃上げ率向上率を算出する
- 6人につき賃上げ率向上率を算出する
- 7人につき賃上げ率向上率を算出する
- 8人につき賃上げ率向上率を算出する
- 9人につき賃上げ率向上率を算出する
- 10人につき賃上げ率向上率を算出する
- 11人につき賃上げ率向上率を算出する
- 12人につき賃上げ率向上率を算出する
- 13人につき賃上げ率向上率を算出する
- 14人につき賃上げ率向上率を算出する
- 15人につき賃上げ率向上率を算出する
- 16人につき賃上げ率向上率を算出する
- 17人につき賃上げ率向上率を算出する
- 18人につき賃上げ率向上率を算出する
- 19人につき賃上げ率向上率を算出する
- 20人につき賃上げ率向上率を算出する
- 21人につき賃上げ率向上率を算出する
- 22人につき賃上げ率向上率を算出する
- 23人につき賃上げ率向上率を算出する
- 24人につき賃上げ率向上率を算出する
- 25人につき賃上げ率向上率を算出する
- 26人につき賃上げ率向上率を算出する
- 27人につき賃上げ率向上率を算出する
- 28人につき賃上げ率向上率を算出する
- 29人につき賃上げ率向上率を算出する
- 30人につき賃上げ率向上率を算出する
- 31人につき賃上げ率向上率を算出する
- 32人につき賃上げ率向上率を算出する
- 33人につき賃上げ率向上率を算出する
- 34人につき賃上げ率向上率を算出する
- 35人につき賃上げ率向上率を算出する
- 36人につき賃上げ率向上率を算出する
- 37人につき賃上げ率向上率を算出する
- 38人につき賃上げ率向上率を算出する
- 39人につき賃上げ率向上率を算出する
- 40人につき賃上げ率向上率を算出する
- 41人につき賃上げ率向上率を算出する
- 42人につき賃上げ率向上率を算出する
- 43人につき賃上げ率向上率を算出する
- 44人につき賃上げ率向上率を算出する
- 45人につき賃上げ率向上率を算出する
- 46人につき賃上げ率向上率を算出する
- 47人につき賃上げ率向上率を算出する
- 48人につき賃上げ率向上率を算出する
- 49人につき賃上げ率向上率を算出する
- 50人につき賃上げ率向上率を算出する
- 51人につき賃上げ率向上率を算出する
- 52人につき賃上げ率向上率を算出する
- 53人につき賃上げ率向上率を算出する
- 54人につき賃上げ率向上率を算出する
- 55人につき賃上げ率向上率を算出する
- 56人につき賃上げ率向上率を算出する
- 57人につき賃上げ率向上率を算出する
- 58人につき賃上げ率向上率を算出する
- 59人につき賃上げ率向上率を算出する
- 60人につき賃上げ率向上率を算出する
- 61人につき賃上げ率向上率を算出する
- 62人につき賃上げ率向上率を算出する
- 63人につき賃上げ率向上率を算出する
- 64人につき賃上げ率向上率を算出する
- 65人につき賃上げ率向上率を算出する
- 66人につき賃上げ率向上率を算出する
- 67人につき賃上げ率向上率を算出する
- 68人につき賃上げ率向上率を算出する
- 69人につき賃上げ率向上率を算出する
- 70人につき賃上げ率向上率を算出する
- 71人につき賃上げ率向上率を算出する
- 72人につき賃上げ率向上率を算出する
- 73人につき賃上げ率向上率を算出する
- 74人につき賃上げ率向上率を算出する
- 75人につき賃上げ率向上率を算出する
- 76人につき賃上げ率向上率を算出する
- 77人につき賃上げ率向上率を算出する
- 78人につき賃上げ率向上率を算出する
- 79人につき賃上げ率向上率を算出する
- 80人につき賃上げ率向上率を算出する
- 81人につき賃上げ率向上率を算出する
- 82人につき賃上げ率向上率を算出する
- 83人につき賃上げ率向上率を算出する
- 84人につき賃上げ率向上率を算出する
- 85人につき賃上げ率向上率を算出する
- 86人につき賃上げ率向上率を算出する
- 87人につき賃上げ率向上率を算出する
- 88人につき賃上げ率向上率を算出する
- 89人につき賃上げ率向上率を算出する
- 90人につき賃上げ率向上率を算出する
- 91人につき賃上げ率向上率を算出する
- 92人につき賃上げ率向上率を算出する
- 93人につき賃上げ率向上率を算出する
- 94人につき賃上げ率向上率を算出する
- 95人につき賃上げ率向上率を算出する
- 96人につき賃上げ率向上率を算出する
- 97人につき賃上げ率向上率を算出する
- 98人につき賃上げ率向上率を算出する
- 99人につき賃上げ率向上率を算出する
- 100人につき賃上げ率向上率を算出する

【注意】

- ・賃金改善メニューの活用は、賃金改善メニューの活用（1,000円～1,050円）を減らせる。
- ・賃金改善メニューの活用は、賃金改善メニューの活用（1,000円～1,050円）を減らせる。
- ・賃金改善メニューの活用は、賃金改善メニューの活用（1,000円～1,050円）を減らせる。

7月から「労働基準監督署チャットボット」の運用を開始しました

労働基準監督署チャットボットは、労働基準監督署の業務に関する一般的なお問い合わせに対し、AI（人工知能）を活用した自動応答で24時間対応しています。

日本語のほか10の言語に対応しています。

パソコン・スマートフォンから利用可能です。

労働基準監督署チャットボット





労働基準監督署 チャットボットのご案内

労働基準監督署の業務に関する
一般的なお問い合わせに24時間対応しています。

こんなご質問はありませんか？

労働者の方へ

労働基準監督署の
稼働時間を無視で
問い合わせ

会社の都合で仕事を
休まされているが
休養申請はないのか
知りたい

労働基準監督署の
住所・電話番号を
教えて欲しい

どのような場合に
労災と認められるのか
知りたい

事業主の方へ

ストレスチェック制度
とは何か知りたい

最低賃金はいつから
知りたい

労務労務・雇用
契約書 の作り方を
教えて欲しい

労働者が賃金をしよった
たので、労災の手続きや
労災の請求の方法について
教えて欲しい





PC/スマホどちらも24時間対応！ぜひご利用ください！



働きやすい職場づくりのための「オンライン説明会」を開催します

静岡労働局では、県内企業の働きやすい職場環境づくりを応援するため、**テーマ別に、法令解説・実務に寄り添ったポイント解説の説明会**を開催します。

ビデオ会議ツール「Zoomウェビナー」を使用したオンライン形式です。

開催日：令和6年8月23日（金）◆10:00～10:30

テーマ：【「くるみん」、「えるぼし」認定を取得しましょう】

～認定のためのポイントを解説します～

くるみん・えるぼし認定について認定の手順や満たさなければならない基準、取得するメリット等についてわかりやすく解説します。

県内の認定取得企業も増えていきますので、ぜひこの機会にご参加ください。

申し込みフォーム



お問い合わせ先

静岡労働局 雇用環境・均等室

電話番号：054-252-5310

障害者雇用優良中小事業主認定通知書交付式を開催しました（7月11日）

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障害者雇用優良中小事業主認定企業として「平和みらい株式会社」（静岡市）を認定し、7月11日にハローワーク静岡主催により認定通知書交付式を開催いたしました。

静岡市では初めて（静岡県内では7社目）の認定企業となりました。



認定事業主

平和みらい株式会社（静岡市）



左から平和みらい(株)黒釜部長、同社佐瀬社長、ハローワーク静岡河原崎所長、平和みらい(株)足立部長

【愛称（もにす）の解説】

共に進む(と**もにす**む)という言葉と、企業と障害者が共に明るい未来や社会に進んでいくことを期待して名付けました。

障害者雇用優良中小事業主認定制度とは

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度で、令和2年4月1日に創設されました。

この認定制度を通じて、企業の社会的認知度を高めることができるとともに、地域で認定を受けた事業主が障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待できます。

「出張ハローワーク！ひとり親全カサポートキャンペーン」を実施します

普段は仕事や育児に忙しくて仕事の悩みを相談することができないひとり親の方のため、児童扶養手当の現況届の提出期間である8月に「出張ハローワーク！ひとり親全カサポートキャンペーン」を展開します。具体的には、自治体にハローワークの臨時窓口を設置して、就職や転職、面接対策等の相談をお受けするなど、自治体と連携してひとり親世帯を応援するものです。

自治体ごとの窓口の設置予定日や設置場所等の詳細は、以下のQRコードから労働局ホームページをご覧ください。

詳しくはホームページをご確認ください



また、事業主の皆様におかれましては、助成金制度の活用も検討いただき、児童扶養手当を受給されている方の雇用について、ご配慮いただくようお願いいたします。

フリーランスの取引に関する新しい法律がスタートします（令和6年11月1日施行）

近年、配送や建設、コンテンツ制作など多様な業種で、フリーランスという働き方が普及しています。

その一方で、フリーランスは「個人」で業務を行う形態のため、「組織」として事業を行う企業等の発注事業者との間で交渉力等に格差が生じやすく、「報酬が支払われない」「ハラスメントを受けた」等のトラブルが増えています。

フリーランスが安心して働ける環境を整備するため、「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が令和5年5月12日に公布され、令和6年11月の施行を予定しています。

静岡労働局では雇用環境・均等室にフリーランス法担当窓口を設置し、法や制度についての周知・説明等を行っています。

また、7月24日～8月30日の間、厚生労働省・公正取引委員会・中小企業庁主催の説明会を開催しておりますので、この機会をご活用いただき、施行までに必要な準備をお願いいたします。

詳しくはホームページ
をご確認ください



雇用・労働フリーランスとして業務
を行う方（厚生労働省）

検索

フリーランスの取引に関する 新しい法律が11月にスタート！

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が
2024年11月1日に施行されます。

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働く環境を整備するため、

- ①フリーランスの方と企業などの発注事業者との間の取引の適正化と
 - ②フリーランスの方の就業環境の整備
- を図ることを目的としています。

法律の適用対象

発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）

フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「発注者を相手に取引している」方が含まれる場合がありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。

例：フリーランスとして働くカメラマンの場合



- この法律の対象は、フリーランスは「特定発注事業者」（発注事業者は「特定発注事業者」「業務委託事業者」とされています。このフリーランスと発注事業者との関係は「フリーランス」と「発注事業者」となっています。
- 「発注事業者」には、短期間・短期間等の一定に限定される場合があります。具体的には、「発注事業者」として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「フリーランス」にはあたりません。
- なお、発注事業者が「業務委託」であっても、発注者の職として労働に従事する場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法が適用されます。

内閣官房

公正取引委員会

中小企業庁

厚生労働省

掛川公共職業安定所は 令和6年10月21日（月）に移転します

移転先：掛川市駅前4-4

SKしんきんプラザ2階（掛川駅徒歩2分）

電話：0537-22-4185（電話番号に変更はありません）

◆お車で越しの場合

隣接する**SK掛川駅前パーキング**は**2時間無料**となります。

バイク・自転車等2輪車の駐輪はできません。

駐輪場は駅北、駅南の有料駐輪場（1回150円）をご利用ください。

◆駐車場には限りがあります。公共交通機関のご利用にご協力ください。

令和6年10月18日（金）までは現庁舎（掛川市金城71）

にて業務を行います。

ホームページ上で情報を随時更新します。

詳しくはホームページをご確認ください



夏休みに高校生等を使用する事業主の皆様へ

～年少者にも労働基準法等が適用されます～

高校生等の満18歳未満の年少者を使用する場合も、労働基準法等を守らなければなりません。労働基準法では、年少者の健康及び福祉の確保等の観点から、制限が設けられているので注意してください。



たしかめたん

○時間外・休日労働の禁止

○PM10時～翌朝5時までの就業禁止

○足場の組立といった危険業務、バーなど遊興的接客業での就業禁止

○中学生以下の児童の使用禁止

※例外がありますので、詳細は以下のQRコードでご確認ください。



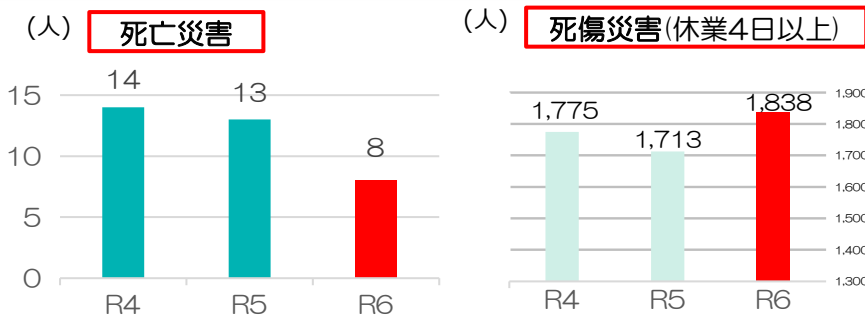
リーフレット



確かめよう労働条件



労働災害発生状況（令和6年6月末時点発生分）（新型コロナウイルス感染症り患分は除く）



令和6年6月末時点における県内の死亡災害は8人で前年同期に比べ5人減少、死傷災害については1,838人で前年同期に比べ125人増加しています。死亡災害については、製造業で3人、農林業で2人、その他の業種で3人が被災しています。

また、死傷災害では、465人が「転倒」により被災し、全体の約25%を占めており、最も多い事故の型になっています。つきましては、右の「ぬかづけ運動」を参考にしていただき、ハード・ソフト面からの転倒災害防止対策を進めていただきますようお願いいたします。



ぬれた場所

床の水たまりや氷、油、粉類などぬれた状態をみつけ、対策を講じていますか？



かいだん

階段や段差のある場所など、転倒リスクの高い箇所に対して対策を講じていますか？



かたづけ

身の回りの整理整頓など、日々、作業への危険づけ、教育などを行っていますか？



毎日の運動

ストレッチや転倒予防体操など運動を行って、転倒ににくい体づくりに努めましょう！

ぬかづけ運動

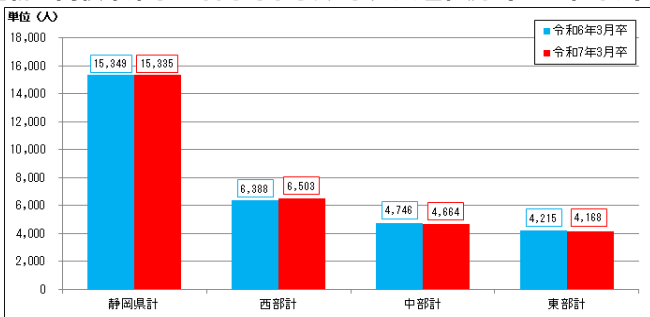
検索

詳しくはホームページをご確認ください



令和7年3月高校卒業予定者を対象とした求人の受理状況

【新規高校卒業予定者を対象とした求人受理状況（6月末時点）】



地域	静岡県計	西部計	中部計	東部計
対前年同期増減率	▲0.1%	1.8%	▲1.7%	▲1.1%

令和7年3月高校卒業予定者を対象とした求人について、6月末時点の受理状況を公表しました。求人数は、15,335人で過去2番目の高水準となりました。

令和7年3月高校卒業予定者にかかる今後の採用スケジュールは以下のとおりですので、企業の皆様におかれましては、ルールに則った適正な募集・採用活動の実現について、ご理解・ご協力をお願いするとともに、学校から応募前職場見学の実施について連絡があった場合は、積極的な受入をお願いいたします。

【新規高校卒業予定者に対する求人活動スケジュール】

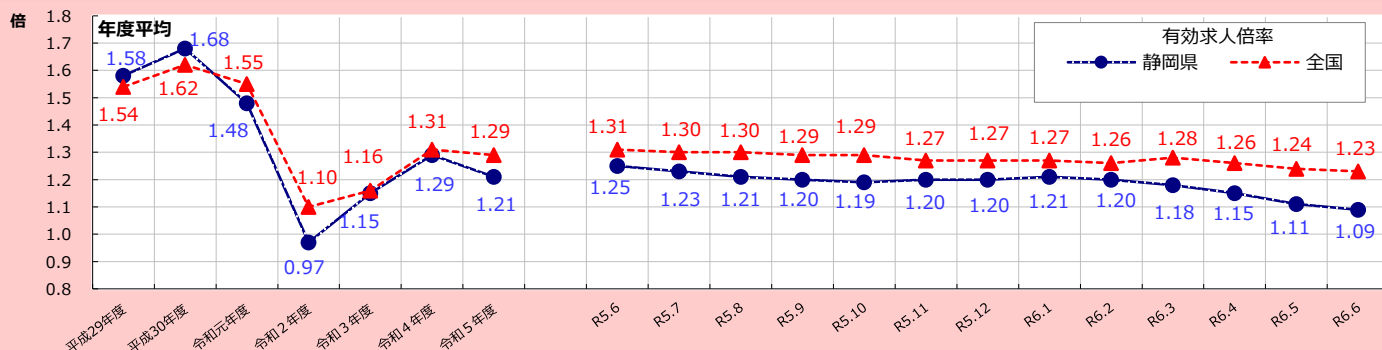
高校が事業所へ応募書類を提出	9月5日以降
企業による選考及び採用内定開始	9月16日以降
一人3社までの応募・推薦可能	10月16日以降
就職開始	卒業後

静岡県内の有効求人倍率（令和6年6月）

＜雇用情勢の概況＞

令和6年6月の有効求人倍率（季節調整値）は1.09倍(全国38位)となり、前月を0.02ポイント下回りました。

静岡労働局では、県内の雇用情勢について、「改善の動きに弱さがみられる。引き続き、物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要がある。」と判断しています。



編集/発行 静岡労働局 雇用環境・均等室
〒420-8639 静岡市葵区追手町9番50号
(静岡地方合同庁舎5階)
TEL 054-252-5310



静岡労働局HP



静岡労働局YouTube



静岡労働局 X @SZOKMHLWitter